

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会東京都支部長 殿

東京労働局労働基準部安全課長

「ウォークリーフォークリフト」に係る労働安全衛生関係法令の適用等について

平素より、労働安全行政の推進にご協力賜っておりますことに感謝申し上げます。

フォークリフトについては、労働安全衛生関係法令に基づき、構造上の安全確保、運転資格や教育、使用上の安全措置、検査等について各種の事項が定められているところですが、フォークリフトのうち、運転者が搭乗せず、歩行しながら運転する形式のいわゆる「ウォークリーフォークリフト」について、「資格等を有しない者が運転し、労働災害に至った事案」、「特定自主検査を実施していなかった事案」などの情報が当局に寄せられたところです。

つきましては、傘下会員企業への指導等に際し、「ウォークリーフォークリフト」の労働安全衛生法令の適用及び取扱いに関する下記事項に留意の上、荷役車両に伴う労働災害防止対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 フォークリフトの運転については、「「ホークリフトの運転」の「運転」とは、道路におけると否とを問わず、ホークリフトをその本来の用い方に従って用いることをいい、具体的には走行及び荷役をいうこと。」（昭和43年1月13日付安発第2号）との解釈が示されていることから、動力を用いて走行させず人力のみで車体を移動させるタイプのものについては、フォーク等で荷物の上げ下げを行う機能を有していても、フォークリフトには該当しないこと。
- 2 「ウォークリーフォークリフト」については、「ホーク等荷を積載する装置およびこれを上下させるマストを車体に備え、主として運転者が歩きながら操縦する形式のいわゆるウォークリーフォークリフトは運転者が乗車して操縦できる機構を有している」と否とにかかわらずホークリフトに該当する」（昭和44年5月14日付基収第2267号）との解釈が示されていることから、フォークリフトに該当するか否かの判断に当たっては、搭乗設備の有無は関係がないこと。
- 3 上記1及び2に照らし、フォークリフトに該当すると判断される「ウォークリーフォークリフト」については、一般のフォークリフトと変わりなく、労働安全衛生関係法令が適用されるも

のであること。

特に、最大荷重が1トン未満の「ウォークフォークリフト」については、一部の事業者において、「労働者を運転業務につかせる際に特別教育を実施する必要がない」、「特定自主検査を受ける必要がない」との誤解があることから、販売等に当たっては、カタログ等に特別教育や特定自主検査の必要性を明示するなど、事業者において労働安全衛生関係法令に基づく適正な取扱いが徹底されるよう配慮されたいこと。